

杉戸町小規模契約希望者登録申請をする方へ

【基本事項】

1 目 的

この登録制度は、杉戸町が発注する小規模な建設工事、修繕、業務委託、建設資材、物品購入等の契約のうち、競争入札参加資格審査申請(指名参加願)のない方でも契約することができる「少額で内容が軽易な契約(契約金額 100 万円未満)」を希望する方を登録し、積極的に指名業者選定の対象とすることによって、町内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

【登録できる方】

杉戸町内に主たる事業所を置き、入札指名参加申請を提出していない方(適法の範囲内で、希望業種、建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。)

※ この登録申請をした方は、杉戸町小規模契約希望者登録名簿に登載され、町が発注する小規模契約における見積微取の対象となります。契約を約束するものではありません。また、登録をしないことによって、今後小規模契約ができないなくなるものではありません。

【登録できない方(事業者)】

- 1) 杉戸町内に主たる事業所を置いていない方(他の市町村に本店がある場合など)
- 2) 成年被後見人又は被保佐人、破産者で復権を得ていない方
- 3) 杉戸町建設工事等入札参加登録業者名簿及び物品等入札参加登録業者名簿に登録されている方

2 有効期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月末日までの 2 年間

3 契約者の選定方法

原則として複数の業者との見積競争により、最も低価で見積書を提出した者と契約します。

なお、見積に指名されても都合により辞退することは自由です。

4 請 書

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って請書等により契約し

ます。この場合の契約保証金は原則として免除します。

5 下請け等の禁止

契約の履行は、杉戸町財務規則、杉戸町建設工事等請負契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は、自ら履行することを原則として丸投げ等一括下請け及び町が認めた場合以外の下請けはできませんので、希望業種の範囲は、自ら施工(履行)できる業種を記載してください。

6 請負代金支払時期

請負代金の支払いは、履行完成後に行う検査合格後、請求に基づき支払います。支払期間は、正当な請求を受けた日から30日(建設工事40日)以内です。前払金、中間前払金はありません。

7 契約関係法の遵守

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に関する行為を行った場合、登録業者が業務に関して不正又は不誠実な行為があった場合は、登録を取り消します。

8 登録申請書の公開

登録申請書及び登録名簿は、杉戸町情報公開条例に基づき公開いたします。

申請書の記入方法

1 住所又は所在地

- 1) 事業所の所在地を記入して下さい。
- 2) 個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅を住所として記入して下さい。

2 商号又は名称

法人の場合は、商業登記簿謄本に記載された商号を記入し、個人等の場合は、通常使用している名称がある場合は、それを記入して下さい。

3 代表者職、氏名

(職)は、法人の場合は、商業登記簿に記載された(代表取締役)等の職名を記入し、
個人事業主の場合は、(代表)と記入して下さい。

4 印 鑑

- 1) この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書、契約書、請求書等に使用することとなるものです。
- 2) 法人の場合は、代表取締役印(登録印)を、個人事業主の場合は、 実印でなくても結構ですが、ゴム等の変形しやすいものは使用しないで下さい。

5 メールアドレス

電子契約をご利用の際に必要となりますので、メールアドレスを保有している場合は、必ずご記入下さい。

6 希望業種

- 1)5業種以内であれば、内容の制限はありません。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可、免許、登録等を必要とする場合は、それらを受けてなければ申請できません。
- 2)業種は簡潔かつ具体的に記入して下さい。許可、免許、登録等を有する方は、その種類、名称等を希望業欄の右欄に記入して下さい。
- 3)建設業許可、測量業者登録、建築士事務所登録を受けている方は、証明書の写しを添付して下さい。
- 4)許可、免許を有する業種の場合は、その確認のため、写しを添付して下さい。

『希望業種例』

ブロック積工事、大工工事、左官工事、足場工事、塗装工事、造園工事、外壁吹付け

工事、土留工事、とび工事、ネットフェンス設置工事、水道設備工事、構内電気設備工事、畳製造、修繕、ふすま工事、壁紙貼り付け、ガラス工事、修繕、門扉取り付け、内装間仕切り工事、家具工事、建具取り付け、
サッシ取り付け、家電製品販売、スポーツ用品販売、金物・雑貨販売、コンクリート・ブロック販売、カメラ用品販売、パソコン販売、文具販売、生け花販売、種苗販売
※ 記載した業種は、一例です。業種の書き方は問いません。希望する業種を具体的に分かりやすく1枠に1業種のみ記入して下さい。

電話番号 0480-33-1111(内線273)

メールアドレス kanzaikeiyaku@town.sugito.lg.jp

郵送・持参先 〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 2-9-29

杉戸町役場 管財契約課 契約審査担当(第3庁舎2階)

開庁時間 平日 8:30~17:15